〇四万十町環境基本条例
平成18年３月20日条例第81号
四万十町環境基本条例

目次
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第７条・第８条）
第３章　四万十町環境審議会（第９条―第15条）
第４章　環境の保全及び創造に関する施策等（第16条―第24条）
第５章　雑則（第25条）
附則

第１章　総則
（目的）
第１条　この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
（２）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第７条第１号において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
（３）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
（基本理念）
第３条　環境の保全及び創造は、町民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
２　環境の保全及び創造は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
３　環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全に資するように積極的に行われなければならない。
（町の責務）
第４条　町は、前条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本町の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
（事業者の責務）
第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。
２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
（町民の責務）
第６条　町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
第２章　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等
（施策の基本方針）
第７条　町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、並びに実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。
（１）　大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、町民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
（２）　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。
（３）　緑の創出、清らかな水環境の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境の保全を図り、潤いとやすらぎのある快適な環境を創造すること。
（４）　廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持

続的な発展が可能な社会を構築すること。
（５）　地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境保全に資する社会を創造すること。
（環境基本計画）
第８条　町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、四万十町環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
（１）　環境の保全及び創造に関する施策の大綱並びに長期的な目標
（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項
３　町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ四万十町環境審議会の意見を聴かなければならない。
４　町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
第３章　四万十町環境審議会
（環境審議会）
第９条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定により、四万十町環境審議会（以下この章において「審議会」という。）を設置する。
２　審議会は、環境基本計画に関する事項その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議する。
３　審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。
（審議会の組織）
第10条　審議会は、委員12人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（１）　町民を代表する者　３人
（２）　関係行政機関を代表する者　３人
（３）　事業者を代表する者　３人
（４）　知識、経験を有する者　３人
一部改正〔平成23年条例６号〕
（委員の任期）
第11条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任することができる。
２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第12条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
（会議等）
第13条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（審議会の幹事等）
第14条　審議会に幹事及び書記を置く。
２　幹事及び書記は、町の職員のうちから町長が任命する。
３　幹事は、審議会において意見を述べることができる。
（庶務）
第15条　審議会の庶務は、環境水道課において行う。
一部改正〔平成21年条例15号・25年31号・29年３号〕
第４章　環境の保全及び創造に関する施策等
（施策の策定等に当たっての配慮）
第16条　町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。
（規制の措置）
第17条　町は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。
２　前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（資源の循環的な利用等の推進）
第18条　町は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（教育及び学習の振興等）
第19条　町は、環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び町民が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講

ずるものとする。
（自発的な活動の支援）
第20条　町は、事業者、町民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。
（情報の提供）
第21条　町は、第19条に規定する環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。
（調査の実施等）
第22条　町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、監視等の体制を整備するものとする。
（地球環境保全に資する行動指針の策定等）
第23条　町は、町及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。
（国及び他の地方公共団体との協力等）
第24条　町は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。
２　町は、民間団体等とともに、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。
第５章　雑則
（委任）
第25条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。
附則
この条例は、平成18年３月20日から施行する。
附則（平成21年３月25日条例第15号）
この条例は、平成21年４月１日から施行する。
附則（平成23年３月15日条例第６号）
この条例は、平成23年４月１日から施行する。
附則（平成25年12月19日条例第31号）
この条例は、平成26年４月１日から施行する。
附則（平成29年３月17日条例第３号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。